原油価格・物価高騰対策 事業者支援金・補助金

原油価格や物価の高騰により影響を受けた事業者の方を対象に、支援金･補助金を交付します。詳しくは市ホームページをご覧いただくか、お問い合わせください。

原油価格・物価の高騰に影響を受けた事業者への支援

申込・問合せ先=商工振興課商業・まちなか振興係（☎28-9650）

対象=次の全てを満たす事業者
- ▼市内に本社又は本店がある法人及び個人事業主で、常時雇用する従業員が10人以下
- ▼申請時点で事業を行っており、今後も事業を継続する意思がある
- ▼本号3ページに掲載している補助金などを申請・受給しておらず、今後も申請の予定がない
- ▼「感染拡大防止ガイドライン」などを踏まえた感染症拡大防止対策を実施している など

支給要件=下記の❶または❷を満たす事業者

❶令和4年1月～5月の売上高が、前年同期間と比較して減少していること（※1、※2）

❷令和4年1月～5月の燃料費、原材料費、光熱水費の経費の合計額が、前年同期間と比較して130%を超えていること（※2）

※1 新型コロナウイルス感染症対策に関連する給付金・補助金等は事業収入から除く。ただし、県の時短要請等に応じた協力金は事業収入に含めて算定すること

※2 令和3年1月以降に創業した場合は、創業翌月から5ヶ月分の売上高または燃料費等と比較すること（算定用紙は市ホームページでダウンロードできます）

支給金額=上限10万円（千円未満切り捨て）

【支給額の計算方法】

❶	令和3年1月～5月の売上高 － 令和4年1月～5月の売上高
❷	令和4年1月～5月の燃料費、原材料費、光熱水費の経費の合計額 －（令和3年1月～5月の同経費の合計額×130%）

申請方法=8月31日㈬までに、必要書類一式を郵送（消印有効）してください。郵送が難しい場合は、直接提出してください

▲市ホームページ

その他=本支援金の受給資格に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、支給の決定を取り消すとともに、支援金の返還を求めます

運輸・交通・移動販売事業者への支援

申込・問合せ先=商工振興課商業・まちなか振興係（☎28-9650）

対象=市内に本社または本店を有し、運輸・交通・移動販売を営む事業者など

補助内容=事業用車両1台につき10万円（車両ごとに台数の上限あり）

申請方法=8月31日㈬までに「交付申請書兼請求書」に必要書類を添えて、直接または郵送（消印有効）で提出してください。申請書兼請求書は商工振興課にあるほか、市ホームページでダウンロードできます。

▲市ホームページ

【概要】

申請者	対象車両（※）	補助台数の上限
一般貸切旅客自動車運送事業を営む事業者	バス（定員18人以上）	5台
一般貨物自動車運送事業を営む事業者	トラック	5台
一般乗用旅客自動車運送事業を営む事業者	タクシー	3台
保健所の営業許可がとられた車両により飲食物の販売を営む者、または、保健所に届出がなされた車両により飲食物の販売を営む事業者	移動販売車（キッチンカーの類を含む）	3台
公安委員会に認定された自動車運転代行業を営む事業者	損害賠償責任保険契約、または損害賠償責任共済契約を締結している伴走用自動車	3台
上記以外の者で、主たる業が物・品などを運搬する事業者のうち市長が特に必要と認める事業者	その業を営むにおいて使用する車両	3台

※ 対象となる車両は、市内の本社や本店などに配置している車両に限ります

農林水産業者への支援

問合せ先=農林水産課生産振興係（☎33-3108）

対象=現在まで継続して生産を行い、今後も生産・出荷販売などを行う、当市に住所を有する個人または市内に主たる事務所を有する法人

申請期限=8月1日㈪

【概要】

区分	支援内容	支援上限額
水稲 ※令和4年産作付分	転作作物（大豆、飼料作物、そば、米粉用米、飼料用米、WCS用稲、加工用米、新市場開拓用米、備蓄米、園芸品目、果樹）の面積換算に対し、10a当たり1000円 ※加温施設を除く	1農業者につき30万円
畑作物・園芸作物 ※令和4年産作付分	田以外の地目での畑作物園芸に対し、10a当たり1000円 ※加温施設を除く	1農業者につき30万円
畜産業	年間飼養頭羽数に対し、1頭羽数当たり、乳用牛1万円、肉用牛3000円、養豚1000円(2回転)、採卵鶏・ブロイラー20円（3回転）	1畜産農家につき30万円
林業 ※令和4年実績分	森林経営計画に基づく施業の実施面積に対して、1ha当たり1万円	1者につき30万円
水産業	利用漁船1隻当たり1万円	—

新発田市美術展覧会（市展）出品作品募集

申・問 文化芸術振興室（市民文化会館内、☎26-1576）

市展の出品作品を募集します。要項や申込書は市民文化会館、生涯学習センター、各地区公民館にあります。また、審査員による作品解説会を部門ごとに行う予定です（事前申込み必要、先着順）。詳しくは、要項などをご覧ください。

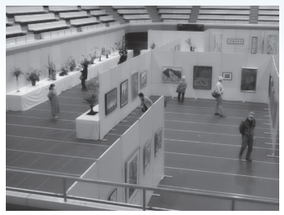

応募資格＝次のいずれかに該当する中学生を除く15歳以上の方
▼市内または聖籠町に在住
▼市内に在学または在勤
▼市内美術グループに所属
募集作品部門＝日本画、洋画、版画、彫刻・造形、工芸、書道、写真、華道
※未発表（公募展に入選したもの以外）の作品に限ります
出品料＝1点1000円（同部門2点で1500円）、22歳以下（平成12年4月2日以降に生まれた方）は無料
※出品数の上限は部門ごとに異なります
賞及び副賞
▼市展賞…賞金2万円
▼奨励賞…賞金5000円
▼新潟日報美術振興賞…記念品
▼しばた未来賞（22歳以下）…図書カード3000円分
他 市展は10月15日㊏～19日㊌にカルチャーセンターで開催します。作品の搬入日は10月12日㊌（華道のみ10月14日㊎・16日㊐）です
申 8月22日㊊～9月16日㊎（華道のみ9月9日㊎まで）

市展（第50回展）受賞作品特別展
昨年の市展で「市展賞」「第50回記念特別賞」を受賞した作品を展示します。
時 8月3日㊌～7日㊐の午前9時～午後5時。ただし、最終日は午後3時まで
所 市民文化会館

新発田市幼児、小・中学校美術展（ジュニア展）「こども絵画展」出品作品募集

記念すべき50回目を迎えるジュニア展「こども絵画展」の出品作品を募集します。今年は、審査のある絵画の公募展として開催します。申込書は市民文化会館にあるほか、市内の園・学校を通じて配布されます。

応募資格＝新発田市に在住・在園・在学の幼児（3歳児以上）～中学生
募集作品＝絵画（画材は自由）1人1点（個人作品）
※四つ切りサイズ（38cm×54cm）以下で、公募展に未発表のものに限ります
部門＝幼児の部（3歳児以上）、小学校低学年の部（1～3年）、小学校高学年の部（4～6年）、中学校の部（中等教育学校前期課程含む）
他 ジュニア展は市展と同期間に開催します。受賞者には賞状と副賞が授与されます
申 作品に名札を添えて9月1日㊌までに、市立学校の児童・生徒は学校へ、園児と市立以外の学校の児童・生徒は市民文化会館へ提出してください

特別企画 夏休み絵画教室
発見!! 絵がもっと好きになる描き方
いろいろな画材を使って絵の描き方を楽しく学びます。制作した作品をジュニア展に出品してみませんか。
対 市ジュニア展への応募資格がある方
時 8月6日㊏の午前9時30分～11時30分、午後1時30分～3時30分
所 市民文化会館
講 阿賀北美術協会会員
定 各回20人（先着順）
申 7月25日㊊～
申・問 市民文化会館（土・日曜日、祝日を除く午前9時～午後5時）

成人を祝う式典（成人式）は20歳の方を対象に開催します

問 生涯学習課（☎26-7191）

成年年齢が18歳に引き下げられたことに伴い、式典の今後の開催方針について検討した結果、参加される方の年齢は下記のとおりとなりました。
なお、今年度以降の式典の名称は、新発田市成人式実行委員会で決定します。

対象＝年度内に20歳を迎える方

【令和4年度の式典について】
対 平成14年4月2日～平成15年4月1日生まれの方
開催時期＝令和5年3月19日㊐（予定）
他 対象の方には令和5年1月下旬頃に案内状をお送りします。また、開催案内など詳しくは、今後発行する「広報しばた」および市ホームページでお知らせします

成人を祝う式典（成人式）の実行委員を募集します

申・問 生涯学習課（☎26-7191）

令和4年度式典の実行委員を募集します。20歳の記念に、式典の企画・運営をしてみませんか？

対 市内在住で、平成14年4月2日～平成15年4月1日生まれの方
内 10月下旬頃から、月2回程度（午後6時30分～9時）、生涯学習センターで式典の内容などを検討します
定 10人（先着順）
申 7月22日㊎～8月5日㊎の午前9時～午後5時に電話で申し込んでください